

平成二十九年三月三十日提出
質問第一七八号

南スードンへの自衛隊派遣に関する質問主意書

提出者

本村 賢太郎

南スードンへの自衛隊派遣に関する質問主意書

昨年七月に首都ジュバにおいて政府軍と反政府勢力との大規模な戦闘が起きた。この戦闘で数百人が死亡し、PKOの部隊が戦闘に巻き込まれ数名が死亡した。これが日本の自衛隊であつたら、自衛隊員の殉職という危険性があつたにも関わらず、安倍首相は新任務として「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」を付与した。現地はすでに激しい内戦状態であり、昨年七月の首都ジュバでの大規模な戦闘でPKO部隊が巻き込まれたように、自衛隊員がより戦闘に巻き込まれる可能性を高めたといえる。また、ジュバ周辺は比較的落ち着いているという説明が政府からあつたが、南スードン各地の治安情勢は流動的であり、自衛隊員に対する危険性が高まつたことに変わりはない。

これらを踏まえて以下質問をする。

一 激しい内戦状態にある地域に、緊急避難・正当防衛の場合においてのみ武器使用が認められるという武器使用に制限のある自衛隊員を派遣することは、その危険性をあまりにも考慮せず自衛隊員の生命・安全をあまりにも蔑ろにしているものであると思われる。その点について、政府の見解を伺いたい。

二 昨年七月の大規模戦闘後、同年十一月の新任務の付与に際して、安倍首相は停戦合意がある限り、そこ

に「国または国に準ずる組織はないため自衛隊は派遣国の治安維持を補完するにすぎない」として、解釈を変更した。しかし、この理屈に従えば、どれだけ内戦が激化しようと停戦合意が成立しているという外形的な事実のために、自衛隊はどのような激しい戦闘状態においてでも派遣できるということになるが、そのような理解でいいのか。政府の見解を伺いたい。

三 昨年十月八日に稻田防衛相が陸上自衛隊施設部隊の活動状況を視察後、ジュバ周辺は比較的落ち着いているという説明をし、それにより同年十一月十五日に新任務を閣議決定したが、昨年七月のジュバにおいての大規模戦闘で、PKO部隊が数人犠牲になつたように、治安情勢は流動的である。このような大規模戦闘は二千十三年十二月にも起きている。そこで何をもつてジュバ周辺での新任務が可能であると判断したのか。政府の見解を伺いたい。

右質問する。